

○会計検査院規則第一号

会計検査院事務総局定員規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
平成二十六年二月二十一日

会計検査院長  
河戸 光彦

会計検査院事務総局定員規則の一部を改正する規則

会計検査院事務総局定員規則（昭和二十九年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。  
「育児休業をしている職員」を「育児休業又は配偶者同行休業をしている職員」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○ 説 明

会計検査院事務総局定員規則の一部を改正する規則について

1 国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成二十五年法律第七十八号）の施行により、外国で勤務等をする配偶者と生活を共にすることを希望する有為な国家公務員の継続的な勤務を促進するため、一般職の国家公務員（以下「職員」という。）について配偶者同行休業の制度が設けられたことに伴い、会計検査院事務総局定員規則（昭和二十九年会計検査院規則第三号）で定める会計検査院事務総局の定員から配偶者同行休業をしている職員を除くこととする改正を行うものである。

2 この規則は公布の日から施行する。

新旧対照

◎会計検査院事務総局定員規則（昭和二十九年会計検査院規則第三号）

改 正 後

会計検査院事務総局の職員（非常勤職員、休職者、国際機関等に派遣されている職員及び育児休業又は配偶者同行休業をしている職員を除く。）の定員は、千二百五十八人とする。

改 正 前

会計検査院事務総局の職員（非常勤職員、休職者、国際機関等に派遣されている職員及び育児休業をしている職員を除く。）の定員は、千二百五十八人とする。

傍線部分が改正箇所